

第2次

五霞町男女共同参画 推進プラン

前期

計画期間：令和4年度～令和8年度

概要版



五霞町



計画策定の趣旨

本町においては、これまで男女共同参画の実現に向け、平成24年から五霞町男女共同参画推進プランを策定し、男女が共に参画しやすい環境の構築を進めてきました。しかし、私たちを取り巻く社会情勢は、町民の価値観・ニーズが一層変化し、女性の職場への更なる進出や、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保した施策への反映が必要となっており、それが持続可能な開発目標SDGsの実現にも不可欠とされるようになっていきます。

このような現状を踏まえ、本町では、豊かな自然的環境と都市的環境の調和の中で、豊かさと文化を育み、地域の特性を生かしつつ、安心して暮らせるまちづくりを目指し、男女共同参画社会の実現を推進できる施策の基本的方向性を示す指針として「第2次五霞町男女共同参画推進プラン（前期）」を策定するものです。

計画の性格

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づき、本町における男女共同参画に関する施策を総合的かつ体系的に進めていくための基本的な計画で、国及び県の計画、町の関連する計画と整合性を図りながら策定したものです。

また、平成28年度に策定した「五霞町男女共同参画推進プラン（後期）」の成果を引き継ぎ、「男女共同参画社会に関する町民意識調査」やパブリックコメントの意見などを反映しています。

さらに、「女性活躍推進法」（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）及びその基本方針を勘案し、町においても職業生活における女性の活躍を推進するため、多様な分野への女性の参画を促進するとともに、職業生活及び家庭生活の両立に向けた子育て環境の整備、妊娠・出産などによる不利益取扱防止の啓発強化など、本計画の一部を「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく市町村推進計画に位置付けています。

基本理念

「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策などの立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」及び「国際的協調」を基本理念としています。

計画の期間

基本理念、目標及び施策の方向については、令和4年度から令和13年度までの10年間とし、施策及び事業については、令和4年度から令和8年度までの前期5年間としています。

基本目標Ⅰ 一人ひとりを大切にする男女平等の意識づくり

施策の方向1 家族を思いやる意識づくり

家庭における男女共同参画の実現のためには、家族一人一人がそれぞれの役割分担を話し合い、お互いを思いやる気持ちを持ち、各々の生活スタイルで楽しく暮らせるようにするために、個々の家族での男女共同参画に対する理解及び認識を深める必要があります。

施策の方向2 地域で分かち合う意識づくり

私たちの生活の中で、固定的性別役割分担意識に自分の考え方や行動を規制されることがあり、時に一方の性が優遇されていると感じることがあります。

今後は、若い人たちの地域活動参加を促し、地域社会の中の固定的な役割分担並びに従来の社会通念及び習慣を見直す必要があります。

施策の方向3 働く場で助け合う意識づくり

私たちは、職場においても性別による様々な違いを意識させられることがあります。

性別に関わりなくその個性と能力を向上させ、十分に発揮することができるようにするためには、女性と男性が、お互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、仕事と家庭の両立に対する理解を深めることが必要であると思われます。さらに職場における意識の改革を促す必要があります。

施策の方向4 教育の場で育み合う意識づくり

私たちは、幼い頃からの生活環境の中で、社会的性差（ジェンダー）の影響を受けて生活様式や行動を身につけてしまう場合があります。人権意識や男女平等感を育てるために、幼児・学童期での学校や家庭教育の果たす役割は非常に重要なものであります。

施策の方向5 国際的視野を身につける意識づくり

国際社会で見ると、日本での女性の社会参画は、政治、行政、労働などの面で低い水準にあり、また、賃金の面でも同様の状況であることが報告されています。

基本目標Ⅱ いろいろな生き方ができる男女共同参画の環境作り

施策の方向1 家庭を進める環境作り

固定的な性別役割分担意識に左右されず、男女ともにいろいろな生き方ができる社会を築くためには、その社会の基礎となる家庭の中から改善することが必要です。

施策の方向2 地域を進める環境作り

「地域」は家庭とともに、人々にとって最も身近な暮らしの場であり、地域における男女共同参画の推進の取組は、男女共同参画社会の実現にとって重要な鍵となっています。

地域の課題は、その全てが男性だけで解決できるものではありません。女性の視点、意見などを踏まえた取組が必要とされており、女性に優しいまちづくりを進めることは、誰もが安心して暮らせるまちづくりにつながります。このようなことから、「地域活動へは、女性が積極的に参画することが必要である」との認識を持つとともに女性の参画を促す取組が必要です。

施策の方向3 働く場で進める環境作り

男女が、個人の価値観、ライフスタイルなどに応じた就業形態を主体的に選択でき、どのような選択をしても性別に関わりなく公平な対応がなされるよう、働き方の見直し、職場環境の改善、事業主及び就労者の意識改革などを常に促進していく必要があります。

また、平成27年に成立した**女性活躍推進法(※)**は、国、地方公共団体及び民間事業主に対して女性の採用、登用、能力開発などに配慮した事業主行動計画の策定が義務付けられています。職場における意識改革、働き方の改革を推進し、長時間労働の抑制など、仕事と家庭を両立できる環境整備が求められています。

施策の方向4 教育の場で進める環境作り

人々の意識や価値観は、幼い頃からの家庭、学校及び地域社会の影響を受けて形成されています。人権意識及び男女平等意識を育てるために、幼児・学童期での学校教育及び家庭教育の果たす役割は、非常に重要であると考えます。

基本目標III お互いに支え合うための土台作り

施策の方向1 健やかな心と体を保つ土台作り

いつまでも、私たちが元気で生活し続けるためには、心身ともにストレスのない社会が求められており、何より健康維持が重要となっています。

心身の健康を維持するために、どんなことでも気軽に相談できる環境作りや、相談内容に応じた柔軟な対応をとることができる体制作りが必要です。

施策の方向2 全ての人が安らかに暮らせる土台作り

私たちは、女性の人権同様、子供や高齢者、障害者の人権を尊重しなければなりません。あらゆる機会において、男女平等に根ざした教育が幼い時から家庭、学校及び社会において行われる必要があります。

計画の推進

男女共同参画に関する施策を着実に推進するためには、町民一人一人の理解と取組が必要となります。また、事業所において男女が職場と家庭生活の両立ができるよう職場環境づくりへの取組の促進を働きかけていくことが重要です。

男女共同参画の推進に関する施策や必要な事項を定め、あらゆる機会に男女共同参画の啓発に努め、住みよい五霞町を目指し、町・町民・事業者と共同で男女共同参画社会の実現に向けた取組に努めます。

五霞町男女共同参画推進プランのお問合わせ

五霞町総務課人権推進室

〒306-0392 茨城県猿島郡大字小福田 1162-1
電話 0280-84-1111 FAX 0280-84-1478
E-mail soumu@town.goka.lg.jp

令和4年4月／編集・発行 五霞町